平成19年函審第8号

モーターボート ゴールドクイーン運航阻害事件（簡易）

言 渡 年 月 日　平成19年6月21日
審　　判　　庁　函館地方海難審判庁（堀川康基）
副　理　事　官　福島正人
受　　審　　人　A
　職　　名　ゴールドクイーン船長
　操 縦 免 許　小型船舶操縦士
損　　害　損傷ない
原　　因　ＧＰＳプロッタの取扱いについての習熟不十分

裁　決　主　文

本件運航阻害は，ＧＰＳプロッタの取扱いについての習熟が十分でなかったことによって発生したものである。

受審人Ａを戒告する。

裁決理由の要旨

（海難の事実）

１　事件発生の年月日時刻及び場所

平成17年7月31日11時30分
北海道神威岬北西方沖合
（北緯43度24.2分　東経140度14.0分）

２　船舶の要目

船　種　船　名　モーターボート ゴールドクイーン
登　　録　　長　4.46メートル
機 関 の 種 類　電気点火機関
　出　　力　128キロワット

３　事実の経過

ゴールドクイーン（以下「ゴ号」という。）は，平成9年4月に第1回定期検査を受けた，航行区域を限定沿海区域とする総トン数5トン未満，最大搭載人員6人のＦＲＰ製モーターボートで，Ａ受審人が1人で乗り組み，遊漁の目的でほか1人を同乗させ，船首0.2メートル船尾0.5メートルの喫水をもって，平成17年7月31日06時00分僚船4隻とともに北海道来岸漁港を発し，06時40分神威岬北西方沖合6.5海里で水深140メートルばかりの釣り場に至り，船外機を停止して漂泊して竿釣りを行った。

ところでゴ号は，船首部から船体中央にかけて後方に開放されたキャビンが配置され，キャビンの船尾右舷側に背もたれ付きいすの操縦席及びその左舷側に同じ型のいすがそれぞれ床に取付けられているほか，船尾端の船外機設置ウエル部両側に固定いすが各1個設けられていた。操縦席の船首側には，舵輪及び機関回転計などが設けられたコンソールがあり，その上部に魚群探知機組み込みＧＰＳプロッタ（以下「ＧＰＳ魚探」という。）が据付けられ，右舷側壁に船外機遠隔操縦レバーが設けられていた。

また，Ａ受審人（平成4年5月四級小型船舶操縦士免許を取得）は，平成9年にゴ号を購

入してから年に 5 度ないし 6 度の割合で遊漁などに使用しており，同 15 年にＧＰＳ魚探を取付けたものの，ＧＰＳプロッタに頼る事態に陥ることはあるまいと思い，魚群探知機とＧＰＳプロッタの切り替え方法などを習ったのみで，その後取扱説明書に照らし合わせて諸機能操作を繰り返すなど，ＧＰＳプロッタの取扱いに習熟することなく，沖合に出て遊漁などを行っていた。

Ａ受審人は，09 時 00 分ごろから霧が出始めて視界が悪くなってきたのを知ったが，そのまま釣りを続け，11 時 00 分ごろ僚船から帰港するとの無線があったので自らも帰港することとし，濃い霧により陸岸が視認できないことからＧＰＳ魚探の画面を，魚群探知機画面からＧＰＳ画面に切り替えて往航時の航跡を表示させ，同航跡に沿って帰航することとした。

Ａ受審人は，ＧＰＳ魚探の操作ボタンを誤って押したものか，ＧＰＳ画面に往航時の航跡が表示されず，取扱説明書を常備していなかったので思いつくままに各ボタンを押したものの，同航跡などを表示させることができないうえにレーダーの装備がなく，また，コンパスや海図も所持していなかったことから，視程が約 30 メートルとなった状況下での航行に不安を感じ，すでに帰途に就いていた僚船に無線で伴走を頼んだ。

Ａ受審人は，しばらくして僚船より，燃料不足から帰航したい旨の連絡を受けたので，11 時 30 分神威岬灯台から真方位 311 度 6.5 海里の地点で，パラシュート型シーアンカーを投入して漂泊し，携帯電話により海上保安庁に救助を要請した。

当時，天候は霧で風力 2 の南西風が吹き，視程は約 30 メートルであった。

この結果，出動した海上保安部巡視船によって発見され，14 時 30 分来岸漁港に帰着し，その後ＧＰＳ魚探には異常がないことが確かめられた。

（海難の原因）

本件運航阻害は，ＧＰＳ魚探を装備して出航する際，ＧＰＳプロッタの取扱いについての習熟が不十分で，濃霧となった沖合において，ＧＰＳ魚探の画面に往航時の航跡などを表示させることができず，航行を断念したことによって発生したものである。

（受審人の所為）

Ａ受審人は，ＧＰＳ魚探を装備して出航する場合，レーダーの装備もなく，コンパスや海図も所持していなかったのだから，取扱説明書に照らし合わせて諸機能操作を繰り返すなど，ＧＰＳプロッタの取扱いについて十分に習熟しておくべき注意義務があった。しかし，同人は，ＧＰＳプロッタに頼る事態に陥ることはあるまいと思い，ＧＰＳプロッタの取扱いについて十分に習熟しておかなかった職務上の過失により，濃霧となった沖合において，ＧＰＳ魚探の画面に往航時の航跡などを表示させることができず，航行を断念して救助を要請する事態に至った。

以上のＡ受審人の所為に対しては，海難審判法第 4 条第 2 項の規定により，同法第 5 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。